

(7) 内國債利子

之ハ物販ト勤勞ノ賣却價格ノ一部ヲ代表スルモノト認メ得ヌカラ
國民所得ヨリ控除スル。但シ却方國鐵鐵道會社等ノ債券利子ノ支拂ハ
控除スベキデハナイ。

第二章 國民所得ノ算定方法ノ一 人的方法

第一節 序 説

人的方法ノ基礎資料ハ云フ迄モナク所得稅ヲ課セフルル所得ノ統計デ
アル。所得稅統計ノ性質ニヨリ國民所得ヲ左ノ如キ項目ニ區分シテ算
定スル事ガ便利デアル。

(1) 所得稅ノ賦課セフルル俸給、利潤等ノ所得

利潤ニハ利子、特權料、地代ヲ包含スル。但シ之ヨリ内國債利子支
拂額、海外投資家ニ歸屬スベキ所得、被課稅貸銀所得者ノ所得ヲ除
外スル。前二者ヲ除クハ國民所得概念ニ由來スル。後者ヲ除クハ
ハ次項貸銀所得中ニ一括計上スルガ故デアル。

49

50

貸銀所得ノ總額

所得税免稅點以下ノ小額ノ俸給、利潤、財產ヨリノ所得等

之ヲ(1)區別シテ揚ゲタノハ所得税額計ニ依據シ得ヌカフデアル。

(4) 企業者ニヨリ支拂ハルル地方税、市會の負擔金

前述ノ如ク、此等ハ所得税賦課ノ場合損金ニ算入スル事ヲ認メフレ

テキル爲國民所得ヨリ除外セフレテキルガ、企業ノ賣上代金中ニ包

含メラルル要素ナル爲別ニ計算シ、國民所得ニ算入シナケレバナフ

ナイ。

(5) 設營企業ヨリ發生スル純利益、郵便局關係利、海陸國際的債權收入

並ニ萬國體ニヨリ獲得セラルル利潤ハ所得税ノ對象トナルガ、設營企

業ノ利潤ハ所得税ヲ賦課セラレナイノデ別ニ計算スルヲ要スル。

第二節 所得税ノ賦課マフルル所得

内國稅務局デハ毎年ノ報告書ニ於テ所得税額ヨリ逆算セル課税所得

額ヲ發表シテキルノデ、之ヲ基礎トシテ之ヲ修正スル事ニヨリテ課税ノ

51

- 對象タル個人及會社ノ所得額ヲ算出スル。
- スタンブールウレノ修正方法ハ左ノ如クデアル。
- (1) 所得税ノ賦課マレル貨銀所得ヲ控除スル。(貨銀ノ項ニ一括計上)
 - (2) 公益法人ノ所得並ニ免稅公債ノ利子ヲ加算スル。
 - (3) 免稅額ヲ加算スル。
 - (4) 英國稅法上ノ特性ヨリ來ル加減部分ニシテ、前三ケ年ノ平均利潤ニ稅金ノカケラルルモノハ當該年度ノ利潤ヲ算出シナケレバナラナイ。
 - (5) 營業損金ヲ控除スル。
 - (6) 勤勞所得ノ免稅點以下ノ所得ナルモ財產所得ノ免稅點以上ノモノヲ控除スル。
- トクハ大體此方法ヲ採用シタノデアルガ、(6)ヲ改訂シ勤勞所得ノ免稅點以下ノ財產所得ノ免稅點以上ノモノハスベテ被課稅所得ニ算

52

入シ、之ヲ控除スル事ヲシヨイ。又ニ、税法上損金ト認メラルル地方
税ト社会的負擔金ヲ加算スル手續ヲ加ヘテキル。

第三節

所得稅ノ賦課セラレザル所得（實銀ヲ除ク）

地代並免稅點以下ニシテ且實銀ニ非サル所得ハ小資本家ノ利潤、利子、
所得ト稱スル。而シテ之カ算定ノ大要ハ免稅點以下ノ所得人員數ヨリ
實銀所得人員數ヲ控除シ、又二年所得平均額ヲ乘ズルニ在ル。
先ツ免稅點以下ノ所得人員數ノ算出テアルカ、又タンプー
於テハ、賦課調査ニヨリ職業ニ從事スル人員數ヨリ實銀所得人員數ヲ
差引キ、之ヨリ職業ニ從事セザル者並實銀生活者ノ兩者ヲ除ク所得稅
賦課人員ヲ除クトキハ、實銀以外ノ免稅點以下ノ所得人員ノ數ヲ得ル
シカシ之ハ俸給生活者ト企業者、獨立労働者ノ兩者ヲ包含シテアルノ
テ、此内詳ハ左ノ如キ特殊ノ方法ニヨリ算出シタ。第一ニ免稅點以下
ノ俸給生活者ノ數ハ國勢調査ニヨリ分明スル俸給生活者總數ニ、主要

53

會計ニ對スル照會調査ニヨリ分岐スル免稅點以下ノ人數ノ總數ニ對ス
 ル比率ヲ乘シ算出シ、一方免稅點以下ノ企業者及労働者數ハ農業者ニ
 付キテハ、反當リ所得額ヲ基礎トシ一定反數以下ノ土地新作者ヲ免稅
 點以下ト看做シ、農業者以外ハ專恣的推定ニヨリ算出シタ。
 シラ、少モ略々同様ヲ万伍ヲ採ルガ、健康保健加入資格者ノ統計ヲ利
 用スル點ニ於テスラ、シラ、ト相々異ツテモ。
 次ニ此等免稅點以下ノ所得者ノ平均所得額ノ算出ハ、スラ、シラ、
 シラ、ニ於テハ前述ノ照會調査ニヨリ免稅點以下ノ俸給生活者ノ平均所
 得額ヲ推計シ、又免稅點以下ノ企業者及獨立労働者中農業者ニ付キテ
 ハ、平均耕作面積ニ反當リ所得額ヲ乘シ、農業者以外ニ付キテハ全ク
 推計ニヨリ算出シタ。テアル。シラ、シラ、ハ大體スラ、シラ、
 計數ヲ利用スルガ、農業者以外ノ企業者及獨立労働者ニ關シテハ、
 シラ、ノリ、シラ、シラ、近郊ニ於ケル詳細ヲ調査ニ依據スル事ニ
 ヨツテ、スラ、シラ、シラ、ノ粗糲ヲ推計ノ上ニ出デシコトヲ期シテ

54

第四節 賃 銀

賃銀算定ノ大要ハ、所得税ノ賦課セフレサル所得（賃銀ヲ除ク）ト同
 ジク、労働者ノ人員數ニ年所得平均額ヲ乘ズルニ在ルガ、賃銀ニ關ス
 ル統計ハ著シク整備シ居ル爲正確度カ高イ事カソノ特色デアル。
 先ヅ賃銀労働者ノ數ハスウェーデン、ノルウェーニ於テハ國勢調査ニヨツテ
 エルノデアルガ、イギリスハ労働省發表ノ健康保険加入資格者ヨリ職業
 ヲ離レタモノヲ控除セル人員數ニ加入資格ナキ年齢ト職業ニ關スル人
 員數ヲ加ヘ算出スル。ソノ業種別内詳ハ、家庭ニ於ケル使用人ニ付テ
 ハ健康保険加入者ト失業保険加入者トノ差額ニヨリ、其他ノ産業別内
 詳ハ失業保険統計ニヨリ、商業、鐵道以外ノ運輸業等ハ總計ヨリ既分明
 分ク差引クコトニヨリ一括シテ算出スル。
 次ニ平均賃銀額ハ農業、鑛道、軍隊、鑛業、其他生産者等ノ範
 圍内ノ工業ノ細別毎ニ労働者ノ平均賃銀ガ發表セラレテエルノデアリ。

明シテエルガ。人員數ハ一括シテテキル爲、業別ニ平均額ヲ示セバ左ノ如クデアル。

配給業	二〇
荷車運送業及倉庫業	一三
飲食店業	九
海員	八
電車、自動車ノ従業員	六
波止場人足	五
郵便局	三
警察	三
計	六七

第五節 政府ノ所得

郵便局ノ原價ヲ越ユル収入益並實際的取引、戦債、賠償金収入等ハ此

55

56

比較的簡單ニ算定シ得ラルルデアラウ。

第三章 國民所得算定方法ノ二 物的方法

物的方法ニヨル國民所得算定方法ノ基礎資料ハ生産セシマスノ統計デア
 ル。クラークハ人的方法ニヨル國民所得純額ノ合計ヲ算出シタ後ニ
 之ト生産セシマスノ結果トヲ比較シテキル。シカシ注意スベキ事ハ、
 クラークハ物的方法ニヨツテ國民所得純額ノ合計ヲ獨立ニ算定スル事
 ハ不可能トシテキル事デアル。ソノ理由ハ生産セシマスハ運輸、配給
 並勤勞ニヨリ創造マフレル價值ヲ包含シテキナイトイフニ在ル。
 彼ニヨレバ、スベテノ完成財ヲ運送シ配給スル費用ハ御賣價格ノ五〇
 〇ヲ占メルト推定シタリ、又アラユル種類ノ勤勞ニヨリ創造セラレ
 價値ヲ所得稅統計ニヨラナイテ獨立ニ推定シタリスル事ハ國民所得ノ
 算定ト云フニ値シナイデアル。物的方法ニヨツテ國民所得全體ヲ算
 定セントスルニハ此ノ如キ限界ヲ認メナケレバナラナイガ、物的方法
 ハ全然採用スルニ値シナイカト云フト決シテサウデハナクシテ、生産

57

ノ範圍ニ於テハ之ニ勝ル方法ハナイノデアリ、シカモ既ニ人的方法ニ
ヨリ國民所得純額ノ合計ガ判明シテホル時ニハ、此合計カラ生産セ
サスニヨル生産純額ヲ控除スル事ニヨツテ運輸、配給、勤務等ノ總額
ヲ知り得ルトイフ便宜カアル。カクテ物的方法ハソノ限界ヲ知ツテノ
上テ之ヲ研究スル事ハ大ニ意味アルモノトサレル。ココニクタクカ
人的方法ノ次ハ生産的側面ヨリノ國民所得トシテ、物的方法ヲ組上ニ
載セル所以ガ存スル。

而シテ物的方法ヲ問題トスル場合ニ引用セラルルノハ、アラツクスノ
採用セル方法デアルカク先ヅ之ガ大要ヲ述ベル必要ガアラウ。

アラツクスニヨレバ生産センサスノ生産總額ハ國民所得ノ觀點ヨリス
ト、一工業ノ完成品中ニハ他工業ノ生産品ガ原料トシテ入ツテ居リ、
從ツテ重複計算ヲナシテサレバ、生産純額ヲ算出シ之ニ工
業以外ノ原料ヲ加算シナケレバナラヌ。ソノ詳細ハ左ノ如クデアル。

(一) 工業原料トシテノ輸入品

58

- (2) 工業原料トシテノ農業、水産業、林業生産品
- (3) 工業原料トシテノ消費物
- (4) 以上(1)(2)(3)ヲ集計シテ英國ノ工礦業ガ外部ヨリ獲得セル原料總額ヲ算出スル。
- シカシテ之ハ港渡又ハ生産地渡價格テアルカラ之ニ一〇乃至一五%ヲ加ヘテ工場價格ニ修正スル。
- (5) 工業純生産額ヨリ消費額ヲ控除セル金額
- (6) 工業原料トナラザリシ農産、水産業、林業生産額
- (7) 配賦部及國庫生産額
- (8) 工業生産ト農産生産ト、重複セル分
例之人造肥料、飼料ヲ指ス。
- (9) 以上(4)(5)(6)(7)ニ合計シ之ヨリ(8)ヲ控除シ生産總額ヲ算出ス。
- (10) 英國輸出ヲ超過スル完成輸入品
- (11) 英國産原料及完成品、輸出品

59

之ハ港渡價格ナルヲ以テ一〇乃至一五%ヲ差引キ工場價格ニ修正ス
ル。

(12) 生産總額ニ(10)ヲ加ヘ之ヨリ(11)ヲ差引キ國內ニ於テ使用シ得ル物財

總額ヲ算出ス。

尙之ニ關稅及消費稅ヲ加算ス。

(13) 右國內ニ於テ使用シ得ル物財總額ニ付加サルベキ商業利益ハ左ノ如クシテ算出スル。

物財總額中生産者ヨリ直接消費者ニ配給セラレタル物財ハ別トシテ、卸賣、運輸並小賣ノ手ヲ經テ消費者ニ配給セラレル物財ハ四〇乃至六〇%ノ利益割合ヲ見込ミ、兩者ノ中間ニ在ル物財ハ一五%ノ利益割合ヲ見込ム。

(14) 減價償却費

(15) 勤勞總額

之ハ住宅、ホテル、料理店、病院、學校等ノ效用、家庭、ホテル、

60



料 運 店 ノ 勤 勞 ニ 對 ス ル 賃 料 又 ハ 現 品 給 與
府 官 吏 ノ 勤 勞 ヲ 除 ク 自 由 職 業 又 ハ 藝 術 的 勤 勞 ノ 總 計 ナ ル

(16) 海 外 投 資 ヨ リ ノ 利 益

(17) 以 上 (12) ニ (14) (15) (16) ヲ 加 ヘ (14) ヲ 差 引 ク ト キ ハ 求 ム ル 國 民 所 得 純 益 ノ 總 計
ヲ 得 ル ノ デ ア ル

以 上 ノ 内 正 確 ト 認 メ ラ レ 得 ル モ ノ ハ 勿 論 生 産 統 計 ニ 主 ト シ テ 依 據 ス ル
國 内 ニ 於 テ 使 用 シ 得 ル 物 財 ノ 總 額 迄 テ ア ツ テ 商 業 利 潤 ノ 算 出 ノ 如 キ
ハ 商 業 ノ 手 ヲ 繼 グ 物 財 ノ 量 並 ニ 商 業 利 潤 率 ノ 算 定 方 疑 ハ シ キ 割 當 ニ
ヨ ル モ ノ ナ ル ヲ テ 信 憑 シ 難 イ モ ノ ガ ア ル コ ト ハ フ ラ ツ タ 又 自 身 手 認
メ サ ル ヲ 得 ナ イ 所 デ ア ル

カ ク チ 夕 夕 ノ 引 用 ス ル フ ラ ツ タ ス ノ 推 定 方 法 ハ (12) ノ 國 内 ニ 於 テ 使
用 シ 得 ル 物 財 ノ 總 額 迄 テ ア ツ テ 以 下 ニ 何 キ テ ハ 全 然 之 ニ 觸 レ ル 事
ヲ ス ラ シ テ 平 ナ イ ノ デ ア リ 而 シ テ フ ラ ツ タ ス ヲ 引 用 ス ル 部 分 ト 雖 モ
直 接 生 産 統 計 ニ ヨ ル 部 分 ヲ 除 キ 多 ク ノ 批 判 ト 改 訂 ガ 加 ヘ ラ レ テ 可 ル

61

ソノ主要オモノハ左ノ如クデアル。

(1) 工業原料トシテノ農産生産品ノ算出ニ付キ、個々ノ農作物ノ何バ
物トガ工業原料トシテ造フレタカラ見ル事ハ困難デアルカラ、特
定ノ農作物ハ農産ニヨリ生産サレタ完成財トミナス如キ方法ニヨル
ベキデアラウ。

(2) 工業原料トシテノ消費物トイフ場合、屑鐵ヤ屑纖維等ハソレ自體他
ノ工業ノ副産物デアツテ工業ノ純生産額中ニ包含サレテエルカラ、
此等ヲ二重ニ計算シテハナフナイ。

(3) 工鐵業ノ原料ガ工場ニ到着スル迄ヲラツクスハ一〇乃至一五%加
算シテエルガ、此率ハ極メテ專恣的ナモノデアリ且生産ノ中間ノ段
階ニ於ケル運送等ノ費用ヲ全然無視シテエルノハ大ナル缺陷デアル。
(4) 生産ヤシヤスハ小規模經營ノ生産額ヲ包含シテエナイカフ之ヲ加
シナケレバナラナイ。

クラハ生産ノ部分ノミニ付キテ此ノ如キ改訂ヲ加ヘル他ニ、之

62

カ檢算方法トシテ別ニ生産品中完成財ト半完成ノ段階ニ於ケル輸出
 品ト農業ニヨリ消費セラルル工業生産品並ニ新建築等ヲ合計シ之ヲ
 前記ノ生産額トサスノ結果ト對照シテモル。而シテ彼ニヨレバソノ
 結果ハ僅カーパーセントシカ異ライカフ、彼ガ生産ノ範圍ニ於テ
 フラツクスニ加ヘタ改訂ハ正當ナモノデアルト論證シテモル。
 併シフラツクストクニクノ最大ノ差異ハ、前ニ一言セル如ク運輸、
 配給等ニヨリ創造セラレル價値ニ關シテハ生産額トサスハ之ヲ包含
 セス、シカシ之ヲ獨立ニ正面カラ算定スベキ適確ナル資料モナク
 且之ハ結果的ニミレバ國民所得ノ半ニ近キ巨額ナモノデアルカフ、
 之ヲフラツクスノ様ナ推定方法ヲ加ヘル事ハ危険デアリ、寧ロ人的
 方法ニヨリ得々國民所得純額ノ總計カラ物財ノ生産額ヲ差引クコト
 ニヨリ之ガ總額ヲ算出スルニ止マルベシトスル所ニ存スル。即減價
 償却ヲ包含セルモノトシテノ工業ノ純生産額ニ農業ノ純生産額ヲ加
 へ且之ニ海外收入並住宅ノ價値ヲ加ヘタモノヲ、國民所得純額ノ合

63

計ヨリ控除セバ、運輸、配給、勤勞ニヨリ創造セララルル新價值ノ總計
 ラ得ル事ガデキルノデアアル。此ノ如キハ少クトモ國民所得ノ概念中ニ
 商業、運輸業等ニヨル價值ヲ包含セシムル限リニ於テハ物の方法ハ技
 術的ニ之ヲ把握スル事ハ困難デアルコトヲ主張スルモノニ他ナラナイ。
 物的方法ヲ併用スルト云ヒナガフ實ハ人的方法ガ基礎デアリ、物的方
 法ハ只生産面ヲ把握シ人的方法ニヨリ得ラレタ國民所得純額ノ合計カ
 ラ之ヲ控除シテ生産以外ノ部面ニ於ケル所得額ヲ算出スル爲ノ補助手
 段トシテ之ヲ認メタニ過ギナイ。カクテ夕ラ一夕モ亦技術的ニハ人的
 方法ヲ以テ國民所得算定ノ基礎デアルトスル英國統計學ノ傳統ヲ最モ
 明確ニ示シタモノト云フコトガデキヨウ。